

毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

号外第三十二号

令和八年

九月三日

木曜日

規則 目次

○山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

規 則

山梨県規則第三十四号

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請」の下に「、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第三条第四項の規定による届出」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第五項の受給事由の消滅の確認に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。